

県指定文化財の指定解除について

教 育 文 化 政 策 課

県指定無形文化財（工芸技術）「阿波藍による灰汁自然発酵建による藍染」

昭和57年3月23日徳島県教育委員会告示第7号により県指定無形文化財（工芸技術）に指定した「阿波藍による灰汁自然発酵建による藍染」に関して、保持者の竹内晃子氏が平成27年11月19日に死去した。文化財の保護に関する条例施行規則第32条にもとづき、1月26日付けで遺族から死亡届が提出されたため、文化財の保護に関する条例第25条により文化財の指定及び保持者の認定を解除する。

（解除される文化財）

種別	名称	所在地	保持者
無形文化財 （工芸技術）	阿波藍による灰汁自然発酵建による藍染	三好郡東みよし町東山 字内野92	竹内 晃子 大正8年10月4日生

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第三章 県指定有形文化財

（解除）

第九条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知しなければならない。

第四章 県指定無形文化財

（解除）

第二十五条

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。